

## 事業所などへお勤めの国保の方へ

事業所などにお勤めの方が、**新型コロナウイルス**に感染又は感染が疑われ、療養のため労務に従事できなかった場合は、**傷病手当金**が支給されます。

### 傷病手当金を受け取るには

- 1 新型コロナウイルス感染症の療養のため、勤務をすることができないこと  
※医療機関や事業主の証明が必要です。
- 2 4日以上仕事を休んでいること
- 3 休んだ期間に給与等の支払いを受けられないこと  
※事業所などから給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

《支給額》 1日当たりの支給額×2/3×支給対象となる日数

《申請方法》 傷病手当金支給申請書（4種類1組）を提出してください。

（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）

- ・傷病手当金の申請に際しては、窓口の密集を避けるため、当面の間、郵送での申請にご協力ください。
- ・申請書類は国保・年金課のホームページからダウンロードできるほか、お電話いただきましたら郵送します。
- ・なお、休業手当など他の給付を受給する場合は、傷病手当金が支給されないことがあります。

詳しくは、電話で国保・年金課までお問い合わせください。

（受付時間：午前8時30分～午後5時30分）

連絡・送付先：

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

岐阜市役所 国保・年金課（給付係）（Tel：214-2083）